

4 届出・手続き

## ■はじめに

行政のサービスには、正確な情報が必要不可欠です。外国人登録には一人ひとりの氏名や住所、生年月日、性別などが記録されています。記録されることにより、小・中学校の入学、国民健康保険の加入、そのほかの行政サービスが受けらるようになります。

## ■外国人登録等

### ▼新規登録

日本に入国した外国人が90日以上在留する場合は上陸した日から90日以内に、出生その他の事由によって外国人となったときはその日から60日以内に居住地の役所へ本人が申請してください（16歳未満は法定代理人）。

### ○申請に必要なもの

1. 旅券（所持している人だけ）
2. 6か月以内に撮影した写真2枚（縦4.5cm横3.5cm、正面上半身で背景がく鮮明なもの。ただし16歳未満の方は不要）

### ▼転入・転居・登録事項の変更

他市町村から転入、市内での転居等登録事項に変更が生じたときは14日以内に申請してください。

### ▼注意事項

新規登録及び外国人登録証の裏面に余白がないなどで外国人登録証を新規作成する場合は、小笠総合サービス課ではできません。

## ■戸籍届出

### ▼出生

日本国内で子どもが生まれたときは14日間以内に父または母が出生届を居住地の役所へ出してください。

結婚していない場合、父による届け出はできません。

※父母のどちらかが日本人で、国外で子どもが生まれた場合はこの通りではありません。

詳しくは市民課へお問い合わせください。

## ■印鑑登録

### ▼登録できる人

満15歳以上で、菊川市の住民票に記載されている人、または外国人登録をしている人。

### ▼登録できる印鑑

1. 注文して作ったもの（同型が出回っていない印）
2. 住民票・外国人登録原票に登録されている氏名、氏または名を表したもの
3. 直径が8mm以上25mm以内のもの

4

## ■前言

对于行政的服务，正确的信息是必要的、不可缺少的。外国人登录时，每个人的姓名，地址，出生年月日，性别等都被登记。根据被记录的情报，小学·中学的入学，国民健康保险的加入，除此以外的行政服务也可以享受。

## ■外国人登录等

### ▼新規登録

进入日本国境的外国人在留90天以上的情况下从入境当日起90日以内，由于出生或其他理由成为外国人时从那天起60日以内由本人到所居住地的市役所办理申请。（16岁未滿者由法定代理人代理）

### ○申請时必须携带的物品

1. 护照（护照持有者）
2. 两张6个月以内的照片（纵4.5cm横3.5cm、正面无背景清晰的上半身照片。但是16岁未滿者不需要）

### ▼迁入・搬遷・登録事項の変更

从其他市町村迁入，在市内迁居等登録事項发生变更时，请在14天内进行申请。

### ▼注意事項

新登録以及外国人登録証的背面无空白处等，需要新作外国人登録証时，不能在小笠综合服务課办理。

## ■戸口申报

### ▼出生

在日本国内出生小孩时，请在14天之内由父亲或母亲向居住地的市役所提出申报。没有结婚的情况下，不能由父亲办理申报。

※父母中的一方是日本人时，小孩在国外出生的情况下，不局限于该规定。详情请向市民課进行咨询。

## ■印章登録

### ▼可申請印章登録者

満15歳以上，居民卡在菊川市被登記的人或者进行了外国人登録的人。

### ▼可申請登録の印章

1. 订购制作的印章（相同印章没被使用）
2. 在居民卡・外国人登録原票上被登録的姓名，姓或者名的印章
3. 直径在8mm以上25mm以内的印章

4

4  
10  
6  
20  
24  
30  
32  
40  
46  
50  
54  
58  
62  
70  
72  
74  
76  
78

4  
10  
16  
20  
24  
30  
32  
40  
46  
50  
54  
58  
62  
70  
72  
74  
76  
78

届出・手続き

▼申請に必要なもの

1. 登録する印鑑 ※ゴム印、欠けた印鑑、家族で同じ印鑑は登録できません。
2. 本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付きの官公庁発行の身分証明書）

※漢字、カタカナ、ひらがなで印鑑登録する場合は、通称名の登録が必要です。

▼印鑑登録証明書を申請するには

登録者の住所、氏名、生年月日を申請書に記入して必ず印鑑登録証（カード）と一緒に窓口提出申请してください。

■水曜日業務延長

▼日時 毎週水曜日（祝日と年末年始は除く）  
午前8時15分～午後7時

▼対象施設

市役所本庁、小笠支所、中央公民館、プラザけやき（社会福祉協議会と児童館を除く）

※業務により再度の来庁をお願いする場合やお取り扱いできない場合があります。事前にご用のある課へお問い合わせください。

■日曜開庁

▼実施日

第2日曜日 市民課（市役所本庁1階）  
第4日曜日 小笠総合サービス課（小笠支所2階）

▼時間 午前8時15分～午後0時

▼取扱業務（来庁者本人分のみの取り扱い）

1. 外国人登録原票記載事項証明書の発行
2. 印鑑登録手続き、印鑑証明書の発行
3. 現在の戸籍謄本、抄本の発行
4. 市税、国民健康保険税の収納
5. 体育館など施設使用料、保育料、水道料の収納

※5. については、納付書を持参してください。納付書がない場合は受付できません。

▼申請时必须携帯の物品

1. 登録印章 ※橡皮印章、有缺口印章、家属用同様の印章不能登录。
2. 能确认本人的证件（驾驶执照等附有正面照片的行政机关发行的身分证件）

※用汉字、片假名、平假名进行印章登录时，需要进行通称名的登录。

▼申请印章登录证明书时

在申请书上填写登录者的住所，姓名，出生年月日后，请一定和印章登录证（卡）一起在窗口提出申请。

■星期三业务延长

▼日期和时间 每星期三（节日和年末年初休息日除外）  
上午8点15分～下午7点

▼对象设施

市役所总厅，小笠支所，中央公民馆，PLAZAKEYAKI（社会福祉协议会和儿童馆除外）

※根据业务内容会有需要请您再次来厅和不能办理的可能，请事先向您前往办理业务的课进行咨询。

■星期日开厅

▼实施日

第2个星期日 市民课（市役所总厅1楼）  
第4个星期日 小笠综合服务课（小笠支所2楼）

▼时间 上午8点15分～下午0点

▼办理业务（办理只限本人来厅的业务）

1. 外国人登录原票记载事项证明书的发行
  2. 印章登录手续，印章证明书的发行
  3. 现在的户口誊本，抄本的发行
  4. 市税，国民健康保险税的収納
  5. 体育馆等设施使用费，保育费，水费的収納
- ※关于第5. 项，请自带缴纳税书，没有缴纳税书的情况下不予接待。

4  
届出・  
手続き

●外国人登録

種類	届出期間	必要なもの
新規登録	入国 入国した日から90日以内	・旅券 ・写真(4.5×3.5cm)2枚 ※16歳未満は写真不要 ※6か月以内に撮影されたもの
	出生 生まれた日から60日以内	・出生届出書(出生証明書) ・旅券(お持ちの方)
変更	居住地の変更 住み始めてから14日以内	・外国人登録証明書
	居住地以外の 変更 変更があった日から14日以内	・外国人登録証明書 ・変更を証明する文章
再交付	なくしたことに気づいた日から 14日以内	・旅券 ・写真(4.5×3.5cm)2枚 ※16歳未満は写真不要 ※6か月以内に撮影されたもの ・警察への届出、遺失届出証明書
引換交付	登録証の裏損、汚損が起こったとき	・旅券 ・写真(4.5×3.5cm)2枚 ※16歳未満は写真不要 ※6か月以内に撮影されたもの
切替	期限切れ 期限の日から30日以内	・旅券
	16歳になった 16歳の誕生日から30日以内	・写真(4.5×3.5cm)2枚 ※16歳未満は写真不要 ※6か月以内に撮影されたもの

●各種届出

種類	届出期間	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	・出生届出書(出生証明書) ・母子健康手帳 ・健康保険証
死亡届	死亡の事実を知った日から 7日以内	・死亡届出書(死亡診断書がついているもの) ・外国人登録証明書
結婚・離婚	国籍別に必要書類が異なりますので、必ず当事者の大使館か領事館へお問合せください。	
出国・帰国	出国港の出国審査官に外国人登録証明を返却してください。ただし、再入国許可を受けているときは、返却する必要はありません。	

4

●外国人登録

種類	申請期間	必要なもの
新登録	入国 从入国日起 90 天以内	・护照 ・相片(4.5×3.5cm)2张 ※不满16岁者不需要相片 ※6个月以内照的相片
	出生 从出生日起 60 天以内	・出生申报书(出生证明书) ・护照(持有者)
変更	居住地的变更 从入住起 14 天以内	・外国人登录证明书
	居住地以外的 变更 从变更日起 14 天以内	・外国人登录证明书 ・证明变更的文书
重新发给	发现丢失日起 14 天以内	・护照 ・相片(4.5×3.5cm)2张 ※不满16岁者不需要相片 ・向警察提出的申报, 遗失申报证明书 ※6个月以内照的相片
交换发给	登录证发生了损坏, 污损时	・护照 ・相片(4.5×3.5cm)2张 ※不满16岁不需要相片 ※6个月以内照的相片
更換	过期 从期满日起 30 天以内	・护照
	满 16 岁时 从 16 岁生日起 30 天以内	・相片(4.5×3.5cm)2张 ※不满16岁不需要相片 ※6个月以内照的相片

●各种申报

種類	申請期間	需要携带物品
出生申报	从出生 14 天内	・出生申报书(出生证明书) ・母子健康手册 ・健康保险证
死亡申报	从知道死亡事实当天起 7 天内	・死亡申报书(附有死亡诊断书) ・外国人登录证明书
结婚・离婚	由于国籍不同需要的资料各不相同, 所以请务必向当事人的大使馆或者领事馆进行咨询。	
出国・归国	请将外国人登录证交还出国机场的出国审查官。但是, 得到再入国许可的情况下, 没有必要交还外国人登录证。	

4

10

16

20

24

30

32

40

46

50

54

58

62

70

72

74

76

78